

「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しました

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するには、より多くの方に配偶者からの暴力に関して正しく理解してもらい協力が得られるよう、普及啓発に努めることが大切です。

県女性相談支援センターでは「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、下記のとおり啓発活動を実施しました。

記

1 展示啓発①

＜実施場所＞ マーサ2 1 東館 1階 Green Parks fuuwa 店前（岐阜市正木中1-2-1）

＜実施日時＞ 令和6年11月12日（火）～15日（金） 開店時間内

DVに関する展示を実施し、多くの方に啓発品を持ち帰っていただきました。



東側



西側



パートナーから

こんな暴力受けていませんか？

精神的暴力 どなる、おどす、ばかにする、無視する	身体的暴力 殴る、蹴る、押し倒す
社会的暴力 友人や家族との付き合いを制限する、監視する	子どもを利用した暴力 子の前で暴力をふるう、子を取り上げようとする
性的暴力 性行為を強要する、避妊をしない	経済的暴力 お金を使わせない、働かせない

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です

あなたのパートナーとの関係は？

- 相手を怖いと思う
- 相手の機嫌や顔色をいつも気にしている
- 相手の機嫌が悪いと、自分に非があると思ってしまう
- 相手の意向を優先し、理不尽だと感じていても我慢をする
- 相手の期待通りに行動しなければ、悪いことが起こると考えてしまう
- 相手は、自分にうまくいかないことがあるとあなたのせいにする
- 相手は、友達や家族の前であなたをバカにする
- 相手はあなたを傷つけたあと、人が変わったようにやさしくなる
- 相手は、あなたが性行為に応じることを当然だと思っている

関係を変えるには、あなたの一歩が必要かもしれません。

※チェックが複数ある場合、あなたは相手にコントロールされている可能性があります。

ひとりで悩まず相談してください。



2 展示啓発②

<実施場所> 県図書館1階閲覧室（岐阜市宇佐4-2-1）

<実施日時> 令和6年11月12日（火）～24日（日） 開館時間内
※11月18（月）は休館

女性の人権尊重に関する書籍のミニ展示を実施しました。

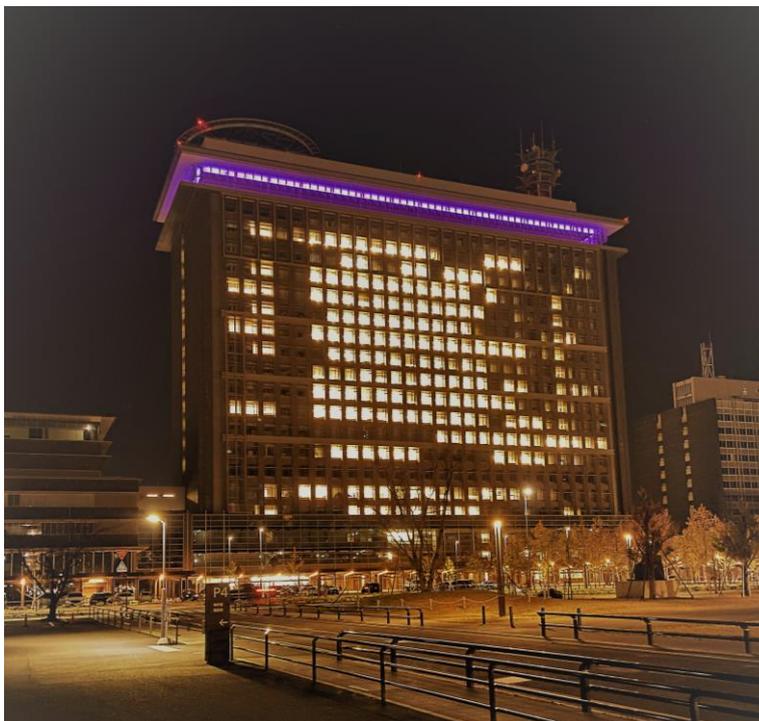


3 岐阜県庁舎のライトアップ

<場所> 岐阜県庁舎（岐阜市藪田南2-1-1）

<日時> 令和6年11月19日（火）～25日（月）
18時00分～22時00分

岐阜県庁舎を「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルカラーであるパープルにライトアップしました。



4 街頭啓発

- <場所> ①イオンモール各務原インター 1階ふれあいコート、ノースコート
(各務原市那加萱場3-8)
②マーサ21 北館1階西入口前、東館1階南入口前
(岐阜市正木中1-2-1)

- <日時> 令和6年11月20日(水) ①11時00分~12時30分
②15時30分~16時30分

岐阜県中央子ども相談センターと連携し、オレンジリボン運動に合わせて児童虐待防止及びDV防止の啓発グッズを配布しました。



5 その他

このほか、各県事務所福祉課及び岐阜地域福祉事務所（配偶者暴力相談支援センター）各市町村において、啓発活動を実施しています。（別紙参照）

女性に対する暴力をなくす運動とは・・・

平成13年から、国と地方公共団体、女性団体、その他の関係団体との連携・協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、毎年11月12日から25日（11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施しています。